

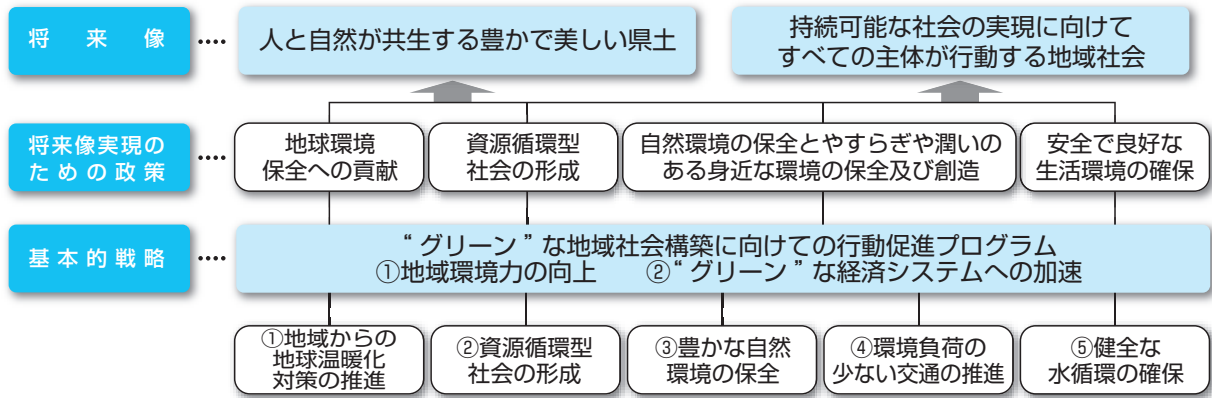
第 2 章 環境基本計画の進捗状況

第 1 節 施策展開の基本的考え方

1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

すべての県民、事業者などの主体が連携・協働して、本県の環境をより良くしていくためには、環境基本計画が目標とする将来像を、すべての者の共通認識とすることが必要です。環境基本計画の目指す将来像は、第一に「人と自然が共生する豊かで美しい県土」、第二に「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

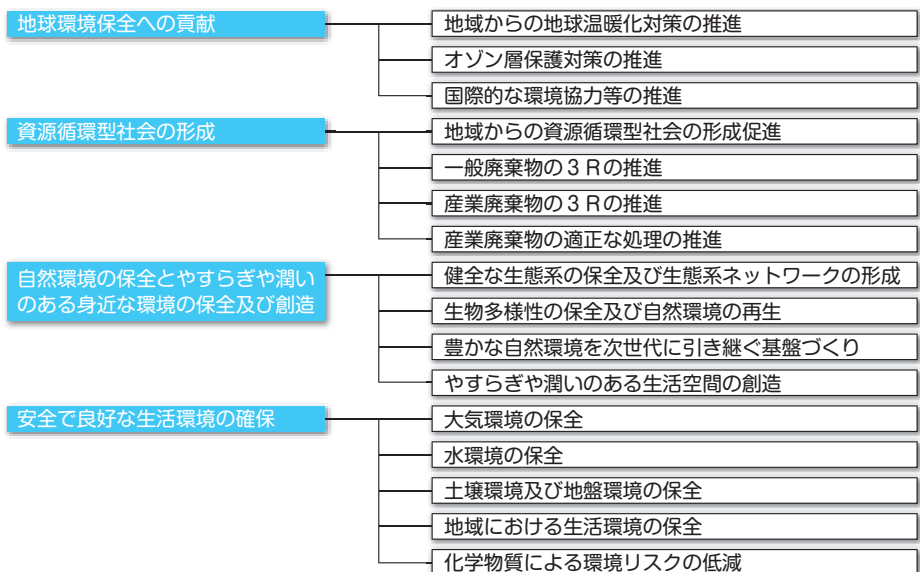
この将来像の実現のためには、一人一人が環境に配慮した生活や事業活動に取り組むことが重要です。県は、環境と社会及び経済の良好な関係がさらに調和して、社会及び経済に環境配慮が適切に織り込まれることにより、すべての主体が環境を考えて行動する地域社会を構築していくため、「地域環境力の向上」と「“グリーン”な経済システムへの加速」を基本的戦略としています。



▲図1-2-1-1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

2 将来像実現のための政策と施策項目

環境基本計画の目標とする将来像を実現するため、4つの環境分野の政策ごとに施策項目を掲げ、これに沿って体系的な施策を展開しています。



▲図1-2-1-2 環境基本計画の将来像実現のための政策と施策項目

第2節 環境基本計画の進捗状況の点検評価

1 総合的評価

(1) 環境基本計画の基本的事項

① 計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有しています。

また、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「循環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定しており、地球温暖化対策や、資源循環型社会形成などの個々の分野の具体的な目標や施策は、

これらの個別計画において定めることになり、各個別計画は、基本計画の実施計画となるものです。

② 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

③ 施策の基本的戦略

将来像実現のために、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」及び「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、具体的目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進するものです。

▼表1-2-2-1 将来像実現のための基本的戦略とプログラム分野ごとの個別計画（平成26年度現在）

宮城県環境基本計画		
I グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム		
■ 地域環境力の向上	1 宮城“グリーン”行動促進計画	
■ グリーンな経済システムへの加速		
II 各分野に関する重点プログラム		
基本的戦略	● 地域からの地球温暖化対策の推進	2 宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
		3 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画
	● 資源循環型社会の形成	4 宮城県循環型社会形成推進計画
	● 豊かな自然環境の保全	5 宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
		6 宮城県生物多様性地域戦略*
	● 環境負荷の少ない交通の推進	7 宮城県自動車交通環境負荷低減計画
	● 健全な水循環の確保	8 宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画

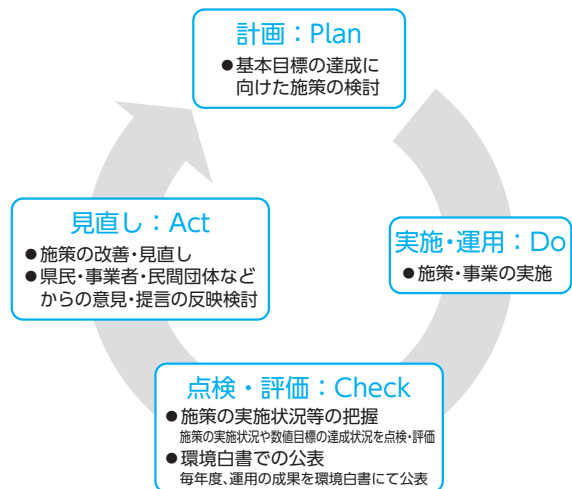
※ 平成27年3月に策定されました。

(2) 平成26年度における点検評価結果

本計画に関連づけられる各個別計画は、計画の目標を達成するため、各種指標による目標値を設定し、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこととしており、「当該年度に達成すべき目標値等」に対する「指標の現況値」の状況と、「前年度実績値」との比較により評価を行いました。

その結果、測定可能な直近年度において、管理指標20項目のうち、8項目で「当該年度に達成すべき目標値等」を達成しています。

なお、本計画は、県庁内の環境マネジメントシステムを活用し、PDCAサイクル（右図参照）の考え方にに基づき、進行管理を実施しています。



▲図1-2-2-1 計画の進行管理イメージ

▼表1-2-2-2 各個別計画の管理指標の目標値達成状況（平成26年度指標）

基本的戦略	計画番号	個別計画	管理指標	目標達成状況 ^{※1}	平成26年度において講じた主な施策 ^{※3}
I グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	1	宮城県「グリーン」行動促進計画	環境配慮行動宣言登録件数	みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数(人) 	みやぎe行動(eco do!)宣言の普及拡大のため、以下の取組を実施した。 ・小学生を対象とした「みやぎe行動(eco do!)出前講座」の開催 ・住宅用太陽光発電システム導入補助事業等の補助事業とのタイアップによる普及促進
				みやぎe行動(eco do!)宣言登録事業者数(件) 	
				環境マネジメントシステム構築事業者数(件) 	
II 各分野に関する重点プログラム					
地域からの地球温暖化対策の推進	2	宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	県内温室効果ガス年間排出量(千t-CO ₂)※H23以降の実績値及び目標値は、森林吸収量を含む。		・みやぎ環境税を活用し、県民の率先行動を啓発するとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る設備の導入や住宅の断熱化改修を支援した。
	3	宮城県再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	県内における再生可能エネルギー等の導入量(熱量換算、TJ)		
資源循環型社会の形成	4	宮城県循環型社会形成推進計画	1人1日当たりごみ排出量(g/人・日) ^{※2}		・「環境産業コーディネーター」による企業訪問活動を実施した。 ・「宮城県グリーン製品」の認定と利用拡大に向けた取組を実施した。 ・産業廃棄物税を活用した3R促進のための設備整備や研究開発に対する支援を行った。 ・産廃Gメンによるパトロールを実施した。 ・不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発活動を行った。
			一般廃棄物リサイクル率(%) ^{※2}		
			一般廃棄物最終処分率(%) ^{※2}		
			産業廃棄物排出量(千t/年) ^{※2}		
			産業廃棄物リサイクル率(%) ^{※2}		
産業廃棄物最終処分率(%) ^{※2}					
豊かな自然環境の保全	5	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画 宮城県生物多様性地域戦略	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%)		・震災により生息・生育状況が大きく改変した貴重な動植物のモニタリング調査を引き続き実施した。 ・国定公園及び自然環境保全対策を推進したほか、有識者の意見をもとに、「宮城県生物多様性地域戦略」を策定した。 ・伊豆沼・内沼において、沈水植物の増殖・移植、水生植物適正管理及び水質改善効果検討等を実施した。 ・森林を利用した自然体験や自然観察の案内を行う森林インストラクターや、森林公園の管理を支援する自然環境サポーターを養成した。
環境負荷の少ない交通の推進	6	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率(%)		・点検・整備不良車両の街頭検査等の自動車単体対策、自動車専用道路の整備や交差点の改良等の交通量対策及び公共交通機関や自転車の利用促進などにより、自動車から発生する大気汚染物質の低減に努めた。 ・低騒音舗装の敷設を進めるなどの施策により、自動車交通騒音の低減に努めた。 ・低公害型トラックの導入支援事業や、各種広報媒体やセミナーを活用したエコドライブの普及活動などの施策により、自動車から排出される二酸化炭素の低減に努めた。
			浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率(%)		
			自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率(%)		
			自動車からの二酸化炭素排出量(暫定値)の平成17年度からの削減率(%)		
健全な水循環の確保	7	宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画	清らかな流れ(点)		・流域水循環計画推進会議を開催した(講演会、流域活動団体の取組状況取りまとめと公表)。 ・流域活動団体へ簡易測定資材等を提供し、活動を支援した。
			豊かな流れ(点)		
			安全な流れ(点)		
			豊かな生態系(点)		

※1 目標達成状況におけるマークの意味は以下のとおりです。

：年度目標を達成した項目

：年度目標は未達成であるが、前年度数値から改善している項目

：年度目標は未達成であり、かつ前年度数値を改善できなかった項目

なお、年度ごとの達成目標を設定していない場合においてもその進捗を確認するため、各計画策定時の現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した場合の目安として年度ごとの目標値を算出し、確認しています。

※2 平成25年度における目標達成状況を示しています(平成25年度が「測定可能な直近年度」となっています)。

※3 具体的な内容は、第2節2から7における「平成26年度に講じた施策」の中で記載しています。

(3) 平成26年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

【課題】

- 昨年度に引き続いて、本計画に掲げる管理指標の半数以上で、直近年度の指標が年度目標値を達成できていない状況となっており、地域社会を構成するすべての者が、より環境に配慮した地域社会の形成に向けて行動する施策を進める必要があります。
- また、東日本大震災からの復興において、自立分散型・地産地消エネルギーの導入によるエコタウンの形成をより一層進める必要があるほか、復興事業による環境負荷低減に向けた取組を進める必要があります。

【今後の施策展開の方向性】

- 新たに環境基本計画を策定し、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、それらの基盤となる「安全で良好な生活環境」が総合的に実現した持続可能な社会の構築に向けて、新たな基本計画のもと、各環境分野の個別計画の一体的な推進を図ります。
- また東日本大震災からの復興に係る新たな課題については、特に重点的に取り組む3つの施策を掲げ、重点的に対応します。

- 「復興を契機とした先進的な地域づくりの推進」として、今後、県沿岸部を中心に、新しいまちが整備されていくことから、それらがより環境への配慮がなされた持続可能な地域となるよう、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入等を重視して先進的なエコタウンの形成を推進します。
- 「防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進」として、各分野の専門家・学識者からの助言・指導を受け、地域の生態系・自然環境に配慮した工事を行うほか、新しいまちづくりの進展に伴う周辺生活環境への影響については、モニタリング（調査）による状況確認や、必要な環境対策を指導することにより、工事の影響が低減されるように努めます。
- 「放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進」として、除染に伴って発生した除去土壌について、国に処分基準の早期制定の働きかけを行うほか、放射性物質の付着した廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下のものについては、市町村に対して早期処理のための支援を実施し、処理実現を目指します。

2 “グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

～宮城“グリーン”行動促進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

地球温暖化対策をはじめとした環境分野全体の取組を「行動促進」という観点で捉えた計画であり、環境基本計画に基づく「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」を推進するための実施計画として位置付けられています。

② 施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な行動について、一人一人の行動促進対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動に取り組むことができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革（地域環境力^{*1}の向上及びグリーンな経済システム^{*2}への加速）を目指すものです。

③ 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

- ※1 地域環境力：地域の環境とその保全に取り組む住民の力が総合的に高まっていくような関係をつくりあげること
- ※2 グリーンな経済システム：環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者が市場において適切に評価される経済システムのこと

(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「豊かな社会構築に進む中で、一人一人の行動により県内の環境負荷を減らす」こととして、数値目標を設定しています。

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、平成26年度の状況は次のとおりでした。

▼表1-2-2-3 宮城「グリーン」行動促進計画の指標の達成状況

管理指標		目標値 (平成27年度末)	実績値
環境配慮行動 宣言登録件数	みやぎe行動(eco do!) 宣言登録者数※	40,000人	34,856人
	みやぎe行動(eco do!) 宣言登録事業者数※	700事業所	562事業所
環境マネジメントシステム構築事業者 数		800事業所	596事業所

※ 県民向けの「わたしのe行動(eco do!)宣言」と、事業者向けの「わが社のe行動(eco do!)宣言」があります。

e行動(eco do!)出前講座」における普及啓発や、住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度とのタイアップにより、みやぎe行動(eco do!)宣言登録の促進に努め、環境配慮行動の家庭や地域への拡大を図りました。

- みやぎe行動(eco do!)出前講座
対象：県内小学校3～6年生843件の宣言登録
- 住宅用太陽光発電システム補助者へのe行動(eco do!)喚起
4,794件の宣言登録

イ グリーンな経済システムへの加速を目指した取組

企業や団体等と情報交換を行い、「わが社のe行動(eco do!)宣言手引書」を配布するなど、事業者への環境配慮経営の普及促進を図りました。(※ア、イの詳細は第3部第1章及び第5章に記載しています。)

④ 現状及び課題

本計画の基本目標を達成させるためには、日常生活及び事業活動の変革が重要であることを踏まえ、平成23年度から新たな指標で進捗状況を管理しています。

本計画の指標のうち、みやぎe行動(eco do!)宣言登録件数は、目標値を達成していないものの、登録件数は増加しており、計画最終年度である平成27年度において目標値達成を見込んでいます。一方、環境マネジメントシステム構築事業者数は減少に転じており、更なる普及の取組が必要です。

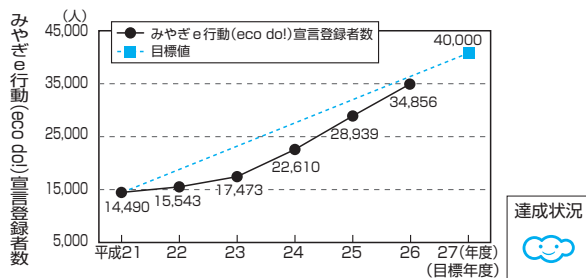
⑤ 今後の施策の方向性

日常生活及び事業活動を環境に配慮したものにしていくためには、環境と社会、経済がそれぞれ相互に関連し合い、向上していくような地域社会に変えていくことが重要です。

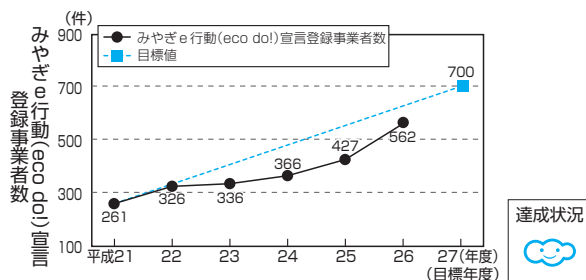
近年、環境意識の高まりから、道路や河川等での環境保全活動への取組や、企業の社会的責任の一環として植林活動に参加する事業者が増加しており、社会との関連性が芽生えつつあります。この関連性をさらに高めるためには、県民、事業者、行政といった各主体一人一人が地域及び地球環境問題について自ら気付き、考え、行動することが重要です。

環境と経済の観点では、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、環境配慮製品や環境配慮経営を実践している事業者を選択することで、環境性能に優れた技術及び製品の開発を促進し、環境と経済が両立した持続可能な社会の構築に向かうことができます。

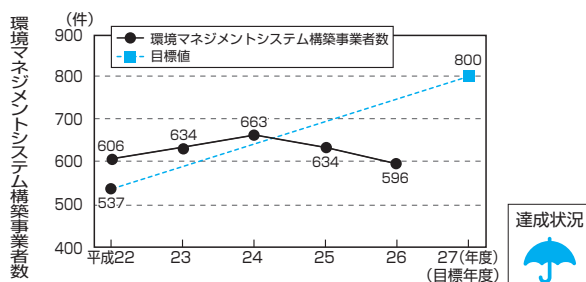
本計画で掲げる目標達成に向け、一人一人が環境配慮行動に取り組む機会や場を提供する各種施策を推進します。



▲図1-2-2-2 みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数の推移



▲図1-2-2-3 みやぎe行動(eco do!)宣言登録事業者数の推移



▲図1-2-2-4 環境マネジメントシステム構築事業者数の推移

みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数については目標値に達していないものの、昨年度実績と比べて20.4%増加しました。

また、環境マネジメントシステム構築事業者数は、平成25年度より減少に転じています。

③ 平成26年度に講じた施策

ア 地域環境力の向上を目指した取組

平成23年度から小学生を対象に始めた「みやぎ

3 地域からの地球温暖化対策の推進

～宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

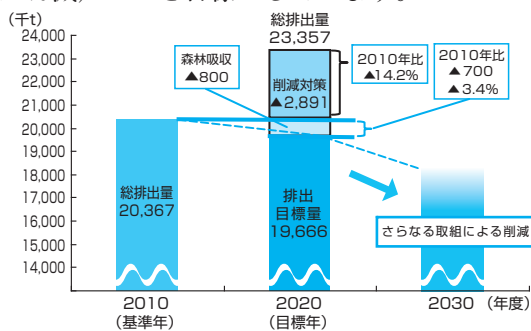
「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号以下、この章において「温対法」という。）第20条の3の規定に基づき、地域における温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出削減目標や基本的な方向性を定めた計画です。

環境基本計画における「地域からの温暖化対策の推進」に係る分野の実施計画として位置付けられています。

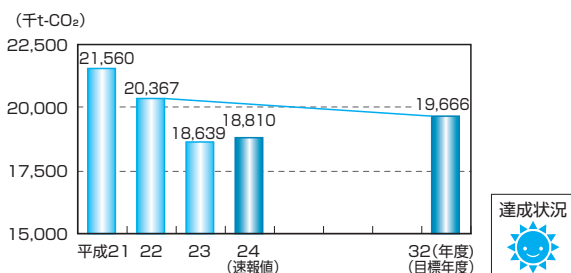
② 温室効果ガス排出量削減目標

震災の影響により、原子力発電所の稼働停止や再生可能エネルギーに対する期待の高まりなど、県内のエネルギー消費を取り巻く状況は大きく変化しています。また、震災からの復興の取組が本格化することに伴い、温室効果ガス排出量の増加が見込まれます。

このような中、復興の歩みとともに、本県を新たな低炭素社会として再構築するための方向性を明らかにするため、震災が発生する直前の姿である平成22年度を「基準年」に、宮城県震災復興計画の計画終期である平成32年度を「目標年」にそれぞれ設定し、目標年における温室効果ガス排出量を1,966万6千t-CO₂まで削減する（基準年比3.4%減）ことを目標としています。



▲図1-2-2-5 排出量、排出削減目標量



▲図1-2-2-6 県内の温室効果ガス排出量の推移

③ 施策立案の方針

宮城県域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることにより、“宮城らしい低炭素社会”の実現に向けて、地球温暖化対策を県民総参加で推進し、本県の温室効果ガス排出量の着実な削減を図ることとしています。

【施策立案の方針】	
I	日々の生活、事業活動における低炭素化の推進
II	地域づくりと連動した取組の推進
III	低炭素・エネルギーに係る産業育成と産業界全体の低炭素化
IV	取組促進に関わるコーディネート（横断的、基盤的取組）

④ 計画期間

平成26年度から平成32年度まで

(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

地球規模で地球温暖化防止に向けた取組が行われている今、復興への歩みとともに、県民・事業者・行政などすべての主体が一丸となって地球温暖化防止活動を展開することとし、2020（平成32）年度における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）を2010（平成22）年度比3.4%減（19,666千t-CO₂）とする削減目標を設定しています。

② 数値目標に係る指標値の状況

2005年度（平成17年度）から2011年度（平成23年度）にかけて、県内の温室効果ガス排出量は減少しており、目標値を達成しています。特に、東日本大震災後の2011年度（平成23年度）は、原子力発電所が稼働停止し、電気使用に係るCO₂排出係数が上昇しているにもかかわらず、さらに減少しています。しかしながら、この減少は特異的なものであり、今後は、震災復興事業の本格化に伴い、上昇が見込まれています。

③ 平成26年度に講じた施策

- 温対法第23条の規定に基づき知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員への活動支援等（推進員を対象とした研修会を開催し、地球温暖化防止に係る各種情報を提供するもの）を行いました。
- 家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報を用いて家庭のライフスタイルに合わせて無

- 理なくできる省CO₂、省エネ対策を提案する「家庭（うち）エコ診断」を実施するとともに、その担い手となる「家庭（うち）エコ診断士」の養成研修を行いました。
- 住宅用太陽光発電システム設置者や事業所へ新エネルギー設備を導入する事業者に、その経費の一部を補助することで、県内での新エネルギー設備の導入を促進しました。
 - 緊急時に避難所等として使用される公共施設等において、停電時にも必要最小限度の電力が供給できるよう再生可能エネルギーと蓄電池を導入する市町村等に対して支援を行いました。
 - 既存住宅の断熱改修に要する経費の補助を行い、家庭における省エネ化と二酸化炭素の排出抑制を促進しました。
 - 民間事業所へ省エネ設備を導入する事業者に対する補助を実施し、地球温暖化対策を推進しました。
 - 市町村が実施する二酸化炭素削減事業に、交付金を交付し、市町村の取組を支援しました。
 - 地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の吸収源対策として、造林未済地への植林や若齢林に対する間伐を実施した森林所有者等に対して補助を行いました。
- ④ 平成26年度点検評価を踏まえた課題
- 2005年度（平成17年度）から2011年度（平成23年度）にかけて、温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、今後、公共事業や住宅再建など震災復興に向けた急激な需要増加等により、

排出量が増加することが見込まれることから、県民・事業者・行政・NPOなどの各主体が連携・協働しながら、それぞれの主体の役割と責務に応じた地球温暖化防止の取組を推進する必要があります。

- 温室効果ガスの排出割合が増加している民生部門（業務部門及び家庭部門）について、排出量削減のための取組を促進する必要があります。
 - エネルギーの効率的な利用及び再生可能エネルギーの活用による地球温暖化対策を積極的に推進する必要があります。
- ⑤ 今後の施策の方向性
- 市町村や環境保全活動に取り組む団体等との情報共有を図りながら、県民や事業者への普及啓発など、地球温暖化防止のための施策を総合的に展開します。
 - エネルギーの効率的な利用及び再生可能エネルギーの活用については、「宮城県再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」に基づき、施策を展開します。
 - 地球温暖化対策を県民総参加で推進していくため、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の運営を通じて、多様な主体による地球温暖化対策に関する情報交換を行うほか、県内の各種団体や市町村と地球温暖化対策についての連携を強め、協力しながら県全体の地球温暖化防止活動を推進します。

～再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）における重点的推進対策である再生可能エネルギー・省エネルギー分野の実施計画として位置づけています。

再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進の必要性を示すことで、県民・事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図ります。

② 施策展開の考え方

再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進により、エネルギーの安定供給及び地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、重点プロジェクトを中心とした関連施策の展開により目標の効果的実現を図ります。

③ 計画期間

平成26年度から平成32年度まで

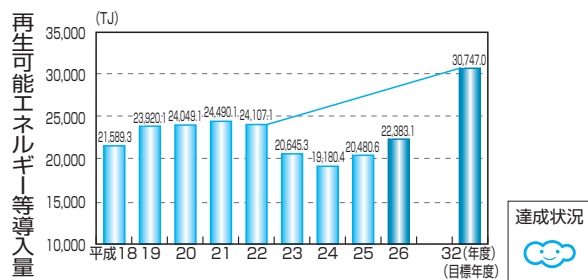
(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

化石燃料の消費量を減らすためには、エネルギーの効率的利用などの省エネルギー行動により、エネルギー消費量そのものを減らす一方、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入量を増やし、エネルギー消費量に占める化石燃料の割合を減少させることが重要となります。そのため、再生可能エネルギー等の導入量を、平成32年度において30,747TJ（熱量換算）とする目標を設定しています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成26年3月に新たな計画を策定したため、平成26年度以降は新計画における目標達成に向けて、実績評価を行っていきます。平成32年度目標値である再生可能エネルギー等の導入量30,747TJ（熱量換算）に対し、平成26年度末の導入量の推計値は、前年比9%増で22,383.1TJ、達成率72.8%でした。



▲図1-2-2-7 再生可能エネルギー等導入量（熱量換算、TJ）
※目標年度は平成32年度

長期的には、太陽光発電及びクリーンエネルギー自動車は着実に増加しているものの、風力発電、水力発電及び太陽熱利用は横ばい、地熱発電及びバイオマス熱利用は減少します。

減少の主な理由について、地熱発電については、鬼首地熱発電所で平成22年10月に発生した噴気災害の影響による出力低下、バイオマス熱利用については、東日本大震災によりバイオマス関連施設が被災したことによる稼働縮小であるものと推察されます。

③ 平成26年度に講じた施策

平成23年4月から導入した「みやぎ環境税」や「地域グリーンニューディール基金」等を活用しながら、地球温暖化対策や再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んだ結果、一部震災の影響はあるものの、徐々に回復の兆しが見え、概ね順調な成果を出すことができました。

④ 現状及び課題

現在、住宅用発電やメガソーラーなどでの太陽光発電の導入は進んでいるものの、太陽光以外の導入量の伸びは低い状態です。そのため、地域に賦存する資源を活用するなど、地域に根ざした再生可能エネルギー導入の促進を図り、本県の特徴を生かした、自立分散型の地産地消エネルギーの確保に向けて、総合的に施策を展開していく必要があります。地域における取組を活性化させるため、普及啓発や市町村との連携を強化しながら、先進的なエコタウンの形成に向けた取組への支援が必要です。

⑤ 今後の施策の方向性

- 新たな「再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」に掲げる導入量目標達成に向け、「①震災復興にあわせた建物の低炭素化の推進」、「②太陽光発電設備の普及加速化」、「③県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進」、「④地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入と持続的利用の推進」、「⑤環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進」、「⑥産学官連携による環境・エネルギー関連産業の振興」の6項目を重点化しており、これを中心として各種施策を展開します。
- 防災拠点への再生可能エネルギーの導入や、住宅用太陽光発電の導入に向けた補助を継続して行うとともに、地域資源を活用した自立分散型の地産地消エネルギーの確保を目指し、地域での調査や検討に対する支援を行います。
- また、再生可能エネルギーに関する県内の優れた取組事例を周辺観光情報と併せて紹介する「みやぎ復興エネルギーパークガイドブック」を発行し、県内外に情報発信を行うほか、研修会等の開催や会議の場を活用し、市町村との連携強化及び情報共有を図ります。

4 資源循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」(平成5年法律第91号。)に基づく地域における循環型社会形成推進計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。)に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定している計画で、環境基本計画の個別計画としての性格を有しているとともに、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

「循環型社会の形成～意識から行動へ～」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、課題の大きい廃棄物等に係る個別対策を推進するため、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源(廃棄物等)の3Rの推進」を基本方針に掲げ、さらに廃棄物の適正処理の推進も含めた施策を展開していくこととしています。

【基本方針】

- すべての主体の行動の促進
- 循環型社会を支える基盤の充実
- 循環資源(廃棄物等)の3Rの推進

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の最終目標年度である平成27年度の基本目標値を次のとおり定めています。

・一般廃棄物

1人1日当たりごみ排出量	930g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

・産業廃棄物

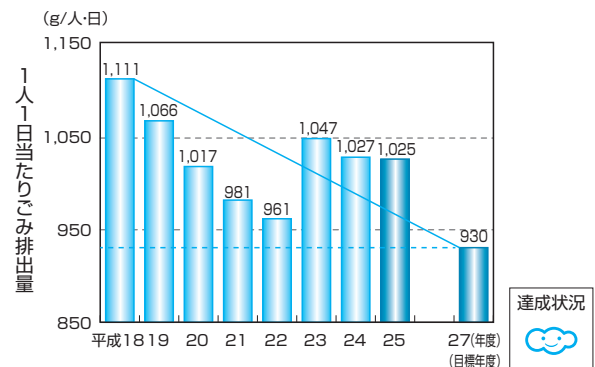
排出量	11,450千t/年
リサイクル率	31%
最終処分率	1%

② 数値目標に係る指標値の状況

基本計画に係る平成25年度の実績値は以下のとおりで、一部の指標では最終目標年度である平成27年度の目標値を達成しています。

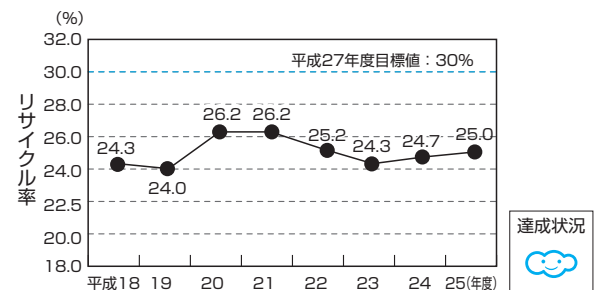
● 一般廃棄物関連指標

本目標に係る平成25年度の実績値は下記のとおり。震災後、焼却ごみへの循環資源の混入が増大していることにより、目標数値を達成できませんでした。

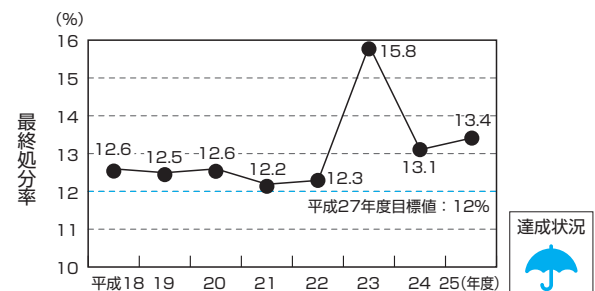


▲図1-2-2-8 1人1日当たりごみ排出量^(注1)の推移

(注1)ごみ総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量



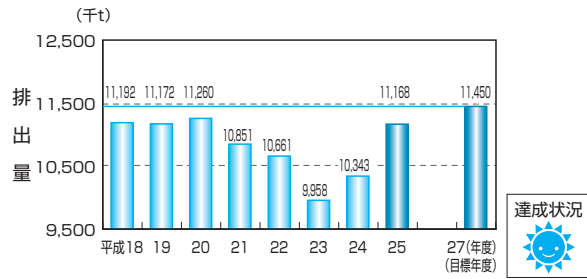
▲図1-2-2-9 一般廃棄物リサイクル率の推移



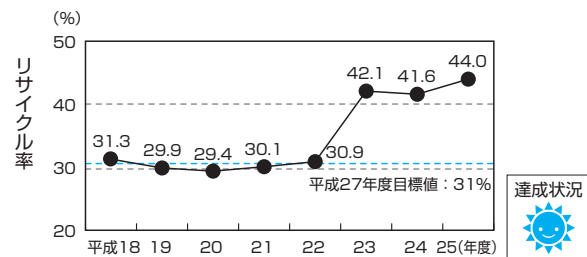
▲図1-2-2-10 一般廃棄物最終処分率の推移

● 産業廃棄物関連指標

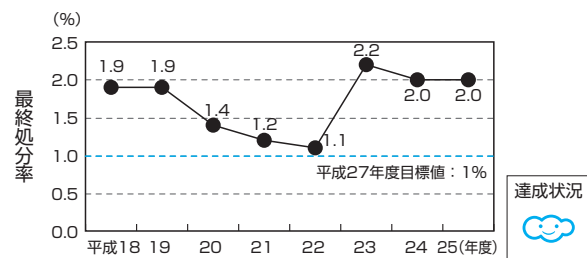
各指標については、排出量及びリサイクル率は目標数値を達成していますが、最終処分率は震災復旧事業等によるがれき類が増加したことにより目標数値を達成できませんでした。



▲図1-2-2-11 産業廃棄物排出量の推移



▲図1-2-2-12 産業廃棄物リサイクル率の推移



▲図1-2-2-13 産業廃棄物最終処分率の推移

③ 平成26年度に講じた施策

- 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動や環境教育を実施しました。
- 県内企業の3Rの取組を推進するため、「環境産業コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の3Rを促進するための設備整備に対する費用助成や産業廃棄物の3Rに関する新技術の確立と事業化を目的とした研究開発に費用助成を行いました。
- 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理

の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応を実施しました。

- 不適正処理の未然防止を強化するため、事業者等へ廃棄物処理制度に関する講習会を実施したほか、財政基盤の脆弱性を理由とする不適正事案を未然に防止するため、事業者の財務状況を把握する等の指導強化事業を実施しました。

④ 現状及び課題

- 震災復興計画における復旧期を終え、再生期に入り、復旧した工場事業場の産業活動が活発化してきたことにより、産業廃棄物の排出量の増加とともに種類や質の変化が懸念されています。そのため、これまで以上に排出事業者への排出量削減対策の推進と適正処理に向けた指導等が必要となります。
- 廃棄物処理過程の透明性向上に向けたシステムを検討するなど、産業廃棄物の適正処理の推進に積極的に取り組む必要があります。
- 震災の影響により一般廃棄物の排出量の多い状況が続いており、また、一部に廃棄物等の3Rに対する県民意識や取組の低下が見られていることから、今後の県民意識等の動向を見据え、意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続する必要があります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 産業活動の活発化に伴う新たな産業廃棄物の増加や質等の変化を把握し適切な処理を推進するため、廃棄物処理施設の立入検査時に取り扱う廃棄物を把握するとともに適切な処理について、指導等を行います。
- 適切な廃棄物処理、さらには3Rの推進のため、環境産業コーディネーターの活用を推進し、排出される廃棄物の質的、量的な変化を注視し、その処理やリサイクル等のニーズの把握に努めるとともに、産業廃棄物処理業者や施設等のデータベース化を行い、リアルタイムでの所属間の情報共有化により監視指導の強化を図り、産業廃棄物処理の透明化を推進します。
- 3R啓発用パネルの展示、3R推進ラジオCMの制作・放送などの普及啓発事業を実施します。また、市町村に対する支援を継続的に実施し、3R施策の充実を目的とした市町村3R連携事業などを推進します。
- これらの課題を含めた循環型社会の形成を目的とした課題を解決するため、また、震災の影響により後退した3Rに対する県民行動を推進するため、平成27年度に終期を迎える現循環型社会形成推進計画の新計画を策定します。

5 豊かな自然環境の保全

～宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「宮城県自然環境保全基本方針」は、自然環境保全条例に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」、「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」、「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」の

3つの基本目標を掲げ、それぞれについて各種計画、事業により実現を図るものです。

(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

- 管理指標としては「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」を設定しており、平成27年度において、現状と同じ26%とすることとしています。

② 数値目標に係る指標値の状況

- 平成26年度の実績値は26%であり、目標を達成しています。
- なお、東日本大震災の影響による指定面積の減少もあり得る状況において、新規指定により一定面積を維持していく必要があります。

▼表1-2-2-4 県土面積に占める割合の変遷

面積単位:ha

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199
県自然環境保全地域面積	7,815	7,817	7,817	7,817	8,572	8,572	8,572	8,572	8,574	8,574
緑地環境保全地域面積	10,092	10,092	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101
合計(A)	189,106	189,108	189,117	189,117	189,872	189,872	189,872	189,872	189,874	189,874
県土面積(B)	728,560	728,573	728,573	728,573	728,575	728,575	728,575	728,575	728,575	728,575
A/B (%)	25.96	25.96	25.96	25.96	26.06	26.06	26.06	26.06	26.06	26.06



③ 平成26年度に講じた施策

ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）を目的とした取組

- 震災により生息・生育状況が大きく変化した貴重な動植物のモニタリング調査を引き続き実施しました。
- 国定公園及び自然環境保全対策を推進したほか、有識者の意見をもとに、「宮城県生物多様性地域戦略」を策定しました。
- 百万本植樹事業を実施するとともに、みやぎバットの森植樹祭を開催したほか、里山林協働再生支援事業の新規協定締結を促進するなど、豊かなみどり空間の保全・創出を図ることができました。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取組

- 第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の進行管理を行い、野生鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護思想の普及啓発に取り組みました。また、津波被災地における希少野生動植物の保護保全及びレッドデータブックの改定に向けて必要な調査を行ったほか、傷病鳥獣の野生復帰に取り組むなど、野生生物保護対策を推進しました。
 - 伊豆沼・内沼において、沈水植物の増殖・移植、水生植物適正管理及び水質改善効果検討等を実施し、自然環境保全・再生を推進しました。
- ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取組
- 森林を利用した自然体験や自然観察の案内を行う森林インストラクターや、森林公園の管理を支援する自然環境サポーターを養成し、豊かな

自然環境を次世代に継承する人づくりを推進しました。

④ 現状及び課題

- 自然環境保全の推進については、自然環境が複雑多様な連鎖や因果関係で成立していることから、科学的知見に基づく事業と成果の検討を十分に行った上で、事業実施後は継続的にモニタリング調査を実施し、その結果を科学的に評価し、着実に事業内容にフィードバックしていく必要があります。
- 野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、狩猟者の確保、後継者育成が急務です。また、ツキノワグマは、環境省のレッドデータブックでは西日本においては「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されていることから、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持を図りつつ、人身被害の未然防止と農作業被害の軽減を図る必要があります。
- 平成26年度に策定した宮城県生物多様性地域戦略に基づき、県民参加による生物多様性の総合的事業を推進していく必要があります。
- みどり空間の保全については、森林所有者の意欲の減退等から手入れがされていない森林が増加しているため、間伐や再造林、里山広葉樹林保全を推進し、森林の有する多面的機能を高度に発揮させる必要があります。
- みどり空間の創出については、社会貢献や環境貢献を目的とした森づくりへの参加を希望する企業や県民が増加していることから、活動フィールドとなる山林の確保や適切な森づくりを指導・コーディネートできる人材の育成等が必要となっています。

⑤ 今後の施策の方向性

- 自然環境保全の推進については、引き続き自然再生事業を実施します。ただし、蒲生干潟につ

いては、東日本大震災の影響により自然環境が大きく変容したため自然再生施設整備事業は中止しましたが、引き続き有識者等による議論を踏まえ、多様な主体による保全の取組を進めます。

- 野生生物の保護管理の推進については、鳥獣保護法の改正を踏まえ、宮城県鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画を改定し、それぞれの計画に基づいて適正な保護及び管理を行います。
- イノシシ及びニホンジカについては、新設された指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や若手狩猟者の養成講座の開催などにより後継者の育成を行い、農林業被害の軽減と生態系の維持を図ります。また、ツキノワグマについては、行動圏調査の実施などにより適正な保護管理事業を行います。
- 生物多様性地域戦略については、県民の参加が不可欠であることから、タウンミーティングの開催等により普及啓発を図るとともに、県民参加型の取組を検討します。また、多様な主体による生物多様性地域戦略推進会議を開催し、地域戦略の総合的推進を図ります。
- みどり空間の保全については、関係機関と連携し、森林所有者に対し、森林整備にかかる各種事業の広報を行い森林整備の必要性を理解してもらい、計画的な事業推進に努めます。
- みどり空間の創出については、市町村、森林組合等と連携し、手入れの行き届いていない森林を県民や企業等と協働した森づくりの活動フィールドとして確保した上で、企業等への広報宣伝を拡充することにより、みやぎの里山林協働再生支援事業等による協定締結を促進するとともに、森林の整備や自然体験を指導できる森林インストラクター等を養成します。

6 環境負荷の少ない交通の推進

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

自動車交通に伴う環境負荷の低減方策についての基本的な考え方とその目標を示し、施策の内容を明らかにすることにより自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与することを目的としています。また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割をも担う計画です。

② 施策展開の考え方

自動車交通公害、地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア 総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携の下、地域の実情に合わせて、広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

イ 広域的、長期的な取組

自動車環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

ウ 優先的な取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施します。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

以下の3つの目標を掲げ、それぞれの目標のもとに具体的な数値目標を定めています。

【3つの基本目標】

- 道路沿線の大気環境を改善する
- 道路沿線の騒音を改善する
- 自動車からの二酸化炭素排出量を減らす

【数値目標】

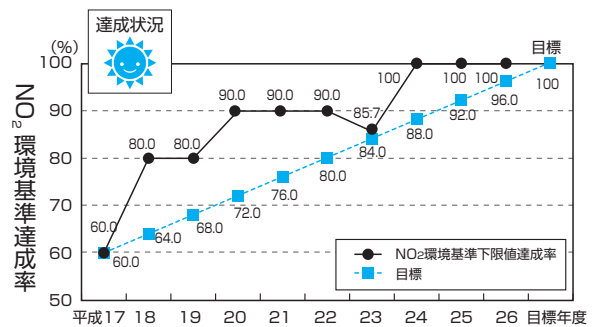
- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値
達成率…100%
- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準
達成率…100%
- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準
達成率…100%
- 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの
削減率…10%

また、この目標を補完する間接目標として、以下の事項を掲げています。

- 県内各地において、コンパクトで機能的なまちづくりを意識した取組を進めます。
- 自動車から排出される窒素酸化物排出量を平成17年度の排出量から50%以上削減します。
- 国が平成20年7月に定めた「低炭素社会づくり行動計画」に示している次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等）の導入の普及を推進します。
- 全市町村において、低公害車の率先導入、エコドライブ運動の普及に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムを導入して環境負荷の低減に取り組む事業者数を800事業者以上に増加させます（平成26年度末596事業所）。

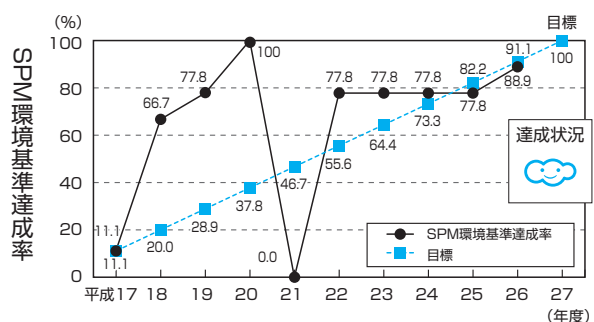
② 数値目標に係る指標値の状況

- 「二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率」は目標を達成しました。



▲図1-2-2-14 自動車排出ガス測定局 二酸化窒素環境基準下限値達成率の推移（日平均98%除外値）

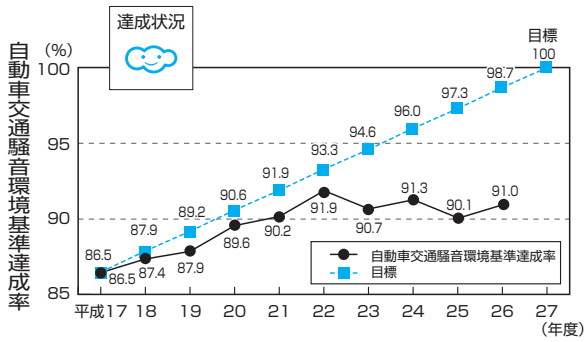
- 「浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率」は長期評価は目標を達成、短期評価もほぼ達成しました。



▲図1-2-2-15 自動車排出ガス測定局浮遊粒子状物質環境基準達成率の推移（短期的評価）

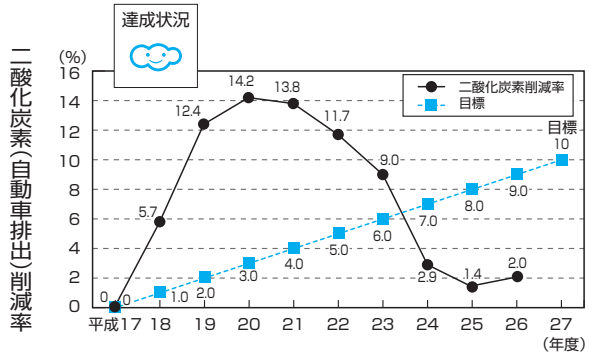
- 「自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率」は未達成となりました。達成率が横

ばいとなっていることについては、近年の交通量の増加などによると推測されます。



▲図1-2-2-16 自動車交通騒音達成率の道路に面する地域の環境基準達成率の推移

- 「自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率」も、暫定評価では近年の交通量の増加に伴う燃料使用量の増加により減少傾向にあり未達成となりました。



▲図1-2-2-17 自動車からの二酸化炭素排出量（暫定値）削減率の推移（平成17年度からの削減率）

③ 平成26年度に講じた施策

ア 自動車単体からの環境負荷の低減を目指した取組

「グリーン購入の推進に関する計画」を踏まえて県自らが率先して低公害車を導入するなど、低公害車の普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減を図りました。

イ 発生する自動車交通量の低減を目指した取組

第3セクター鉄道事業（阿武隈急行）に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど、自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。

ウ 交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進するとともに、信号機や交通管制センターの高度化、違法駐車等の指導取締りの強化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

エ 自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報をホームページで提供するなどの情報提供を行ったほか、11月の推進月間にラジオスポットCM、庁内放送でのPR等を実施するとともに、「エコドライブ宣言」の登録者へのエコドライブ宣言ステッカー交付、「みやぎエコドライブ実践プロジェクト2014事業」による燃費測定・効果判定、エコドライブセミナーの開催等によりエコドライブの普及啓発活動を実施した。

④ 現状及び課題

各管理指標はいずれも計画策定時の現況値よりも改善傾向を示しているものの、東日本大震災復興事業等の影響による車両等の増加により、自動車騒音の環境基準達成率及び二酸化炭素排出量削減率の低下が見られる状況であり、計画目標の達成のためには、各種施策を総合的かつ効果的に推進し、県民・事業者等が一体となって自動車交通環境負荷低減に向けて取り組むよう促すことが必要です。

⑤ 今後の施策の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の3つの施策を重点的に推進することとしており、また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発、調査測定の基本的7施策に体系化し、地域や路線毎の状況に応じて対策を選択して効果的に推進することとしています。

【3つの重点施策】

- 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく燃費の優れた環境負荷が少ない「低公害車」の普及促進
- 燃費に優れ環境的・経済的にメリットがあり、運転者の誰もが気軽に取り組める「エコドライブ」の普及促進
- 県内で最も交通量が多く自動車交通に係る環境負荷の大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策の推進

自動車交通による環境負荷を低減するためには、各分野における施策を着実に実施していくことが重要であることから、関係行政機関と連携しながら、重点施策を中心に効果的に進めていきます。

東日本大震災後の自動車交通環境を巡る状況の変化を考慮し、計画の再見直しを行い、宮城県震災復興計画の終期である平成32年度まで現計画を延長します。

7 健全な水循環の確保

～宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づき策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置づけられています。また、流域水循環計画は、宮城県水循環保全基本計画に基づき策定しています。

宮城県水循環保全基本計画は、県民が良好な飲料水その他の用水を確保でき、その他自然の水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるための役割を担うものです。

② 施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、それぞれの流域特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示した流域水循環計画を策定します。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順で策定します。また、施策を効果的に実施するために、流域全体を視野に入れた「流れの視点」から計画を策定します。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成26年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「健全な水循環を保全する」ことを目標に、「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とした場合、県全体で、それぞれの現況値を維持・向上することとしています。

また、県内を5つの流域に区分し、流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各指標現況値を維持することを目標としています。

ア 清らかな流れ

水質環境基準点におけるBOD、COD、全窒素及び全リンに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

イ 豊かな流れ

地下水涵養量（森林の流出係数とのかい離）、河

川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川からの利水量がない場合10点となります。

ウ 安全な流れ

河川整備率（整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合）で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点となります。

エ 豊かな生態系

植物自然充実度、河川生物生息環境指標で表すもので、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点となります。

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、平成26年度の状況は下記のとおりです。

▼表1-2-2-5 基本目標における指標値の達成状況

管理指標	目標値 (点)	実績値 (点)	達成状況
清らかな流れ	9.75	7.4	
豊かな流れ	7.6	7.6	
安全な流れ	6.4	6.5	
豊かな生態系	6.5	6.5	

- 「清らかな流れ」の指標では、湖沼における達成率が低位にとどまっていることにより、目標値は達成できませんでした。
- 「豊かな流れ」の指標では目標値を達成しました。
- 「安全な流れ」の指標では目標値を上回りました。
- 「豊かな生態系」の指標では目標値を達成しました。

③ 平成26年度に講じた施策

流域水循環計画推進会議開催（講演会、流域活動団体の取組状況取りまとめと公表）、流域活動団体へ簡易測定資材等を提供し活動を支援しました。

④ 現状及び課題

- 既に計画が策定された流域にあっては、当初に盛り込まれた取組の状況把握を行うとともに、新たな取組の拾い上げを行うこと等により、計画の実効性を高める必要があります。
- 水循環保全基本計画については、震災復興計画や環境基本計画との整合を図る必要があります。
- 流域水循環計画未策定の2流域（南三陸海岸流域、阿武隈川流域）については、災害復旧工事が平成29年度末の完了とされたことを踏まえる必要があります。
- 計画の実効性を高めるためには、身近な地域環境に対する県民の関心を喚起し、NPO法人等を核とする地域連携活動のしくみづくり等を継続して支援していく必要があります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 既に策定した鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域の水循環計画に基づく事業の進行管理を行います。
- 環境基本計画との整合を図るため、平成32年度まで水循環保全基本計画を延伸します。
- 計画未策定の2流域については、災害復旧工事の終了が見込まれる平成30年度より検討を始めます。
- これまでは、各主体が、環境、治水、利水などのそれぞれの限定した側面を捉えて解決を図る「場の視点」に立った取組を実施してきましたが、流域全体の「流れの視点」に立ち、上流域と下流域の連携、各主体間の協働連携を重視し、具体的な目標と施策を示し、点検を重ねながら、各流域の健全な水循環の保全に向けた取組を推進します。具体には、身近な地域環境に対する県民の関心を喚起するための「流域水循環推進会議」を開催し、また、流域活動団体の活動を支援します。